

令和2年度 山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業交付金交付要綱

令和2年3月30日 み自第706号制定

(交付の目的)

第1条 やまがたの豊かな緑を県民共有の財産として健全な状態で未来へ引き継ぐためには、荒廃のおそれのある森林の整備と併せて、県民一人ひとりが森林や自然環境を自らに直接関わる問題として捉え、積極的に森づくり活動等に参加することが必要となっている。

このため、知事は、地域の森づくり活動等を行う団体や市町村（以下「団体」という。）が、森林等の保全活動や森林・自然環境教育等に資する事業を行う場合において、団体に対して、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内においてみどり豊かな森林環境づくり推進事業交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(交付の相手方)

第2条 第1条に規定する団体は、次に掲げるものとする。

- (1) N P O法人、企業、組合等の法人格を有する団体
- (2) 学校・幼稚園（地方公共団体が設置するものを除く）、P T A、自治会等の地域団体及びその他任意団体
- (3) 市町村

2 第1項の要件を満たす場合でも、次の全てを満たさない団体は対象外とする。

- (1) 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付金事業」という。）の会計及び経理を明確に行い、報告することができること。
- (2) やまがた緑環境税活用事業の普及啓発に協力できること。
- (3) やまがた緑環境税活用事業等に関して実施する調査に事業終了後も協力できること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するもの又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのあるものでないこと。

(交付の対象及び交付金の額)

第3条 交付金事業及び対象経費は、別表のとおりとする。

- 2 交付金の額は、交付金事業に要する経費の10分の10以内の額と、別表に定める上限額とのいずれか低い額とする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 交付金事業として適当とされ、事業計画が選考された団体（以下「交付対象者」という。）は、交付金事業として適当とされた事業計画の範囲内で、交付金の交付申請をすることができる。

- 2 交付金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号又は第3号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号又は第4号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 3 交付対象者は、前項の交付金の交付の申請に当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、第4条の規定により交付金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付金の交付決定を行い、当該交付対象者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項による交付決定に当たっては、第4条第3項により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第4条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、別表に掲げる重要な変更以外の変更とする。

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認及び交付金変更交付申請書(別記様式第5号)又は事業廃止承認申請書(別記様式第6号)を提出しなければならない。

(交付金事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第7条 交付金事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を記載した事業遂行状況調書(別記様式第7号)を知事に提出し指示を受けなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第12条の規定に基づく状況報告書(別記様式第8号又は第9号)は、令和2年8月末日及び令和2年12月末日現在(以下「基準日」という。)の状況を記載し、翌月10日までに提出するものとする。ただし、基準日において既に事業が完了している場合はこの限りではない。

(実績報告)

第9条 実績報告書(規則別記様式第2号)の提出期限は、交付金事業完了後30日を経過する日又は令和3年4月5日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号又は第3号)
- (2) 収支精算書(別記様式第2号又は第4号)
- (3) 活動状況報告書(別記様式第10号)
- (4) 交付金事業により鋸、鎌、ヘルメットなどの耐久資材を整備した場合は、耐久資材管理簿(別記様式第11号)

2 交付対象者は、実績報告書の提出に当たり、第4条第3項ただし書の、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

3 交付対象者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告の規定により減額した交付対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第12号により速やかに知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(概算払)

第10条 交付金は、交付すべき交付金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、交付金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

2 交付対象者は、交付金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第13号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第11条 規則第10条又は第17条の規定により、知事は交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、交付金の交付の決定の取消をするときは、当該交付対象者に対してその理由を示さなければならない。

3 知事は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付金が概算払により交付されている場合は、交付対象者に対し交付金の返還を求めるものとする。

4 交付対象者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該交付金を返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第12条 交付対象者は、交付金事業に係る収入及び支出の帳簿並びに証拠書類を整備し、令和3年度から起算して5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第22条第1項第3号の規定により知事が定める財産は、交付金事業により整備した鋸、鎌、ヘルメットなどの耐久資材とする。

2 交付対象者が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（別記様式第14号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認をする場合、交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、令和3年度から起算して3年間とする。

(書類の提出)

第14条 この交付金に関して知事に提出する書類は1部とし、所轄の総合支庁に提出する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

事業区分	実施主体	事業項目及び例示	交付対象経費及び内容	交付率	交付上限額	重要な変更
1 地域提案事業 (県民提案型)	市町村以外の団体	<p>①豊かな森づくり活動</p> <p>[例] 地域住民との協働による里山林の保全活動</p> <p>②自然環境保全活動</p> <p>[例] 希少野生生物の生息地の保全活動</p> <p>③森や自然とのふれあい活動</p> <p>[例] 子ども達や地域住民に対する森林・自然環境学習</p> <p>④木に親しむ環境づくり</p> <p>[例] 木材の地産地消の取り組み</p>	<p>○報償費 外部講師への謝金</p> <p>○賃金 事業実施主体が行う作業の補助に要する経費</p> <p>○旅費 外部講師への旅費</p> <p>○需用費 事業の実施に直接必要な物品等 (資材費、消耗品費、燃料費、印刷代)</p> <p>○役務費 活動に係る保険料、切手代等</p> <p>○使用料 会議室、バス、チェーンソー、刈払い機、軽トラック、簡易トイレ等の借上料等</p> <p>○委託料 事業実施主体自らが行うことが困難なものに限る外部委託</p> <p>※次の経費については、対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存事業の財源振替えとする事業に要する経費 ・管理者のある施設・設備の維持管理に要する経費 ・事業実施主体構成員への謝金、賃金、旅費及び委託料 ・事業参加者への日当（記念品等含む）、旅費及び飲食代 ・高額（5万円以上）又は汎用性のある資材の購入 ・個人で準備することが適当と考えられるもの ・先進地視察や研修受講など自己啓発に係る経費 ・土地の借上げ、買取り ・植栽樹種のうち外来種、移入種等植栽地での生育に適さない樹種の苗木代 	10/10以内	500千円／団体	<ul style="list-style-type: none"> ・交付決定額に対して3割を超える交付金額の減額 ・事業項目の変更

事業区分	実施主体	事業項目及び例示	交付対象経費及び内容	交付率	交付上限額	重要な変更
2 地域提案事業(市町村提案型)	市町村	<p>①豊かな森づくり活動</p> <p>[例] 地域住民との協働による里山林の保全活動</p> <p>②自然環境保全活動</p> <p>[例] 希少野生生物の生息地の保全活動</p> <p>③森や自然とのふれあい活動</p> <p>[例] 子ども達や地域住民に対する森林・自然環境学習</p> <p>④木に親しむ環境づくり</p> <p>[例] 木材の地産地消の取り組み</p>	<p>○報償費 外部講師への謝金</p> <p>○賃金 事業実施主体が行う作業の補助に要する経費</p> <p>○旅費 外部講師への旅費</p> <p>○需用費 事業の実施に直接必要な物品等 (資材費、消耗品費、燃料費、印刷代)</p> <p>○役務費 活動に係る保険料、切手代等</p> <p>○使用料 会議室、バス、チェーンソー、刈払い機、軽トラック、簡易トイレ等の借上料等</p> <p>○委託料 事業実施主体自らが行うことが困難なもの 又は地域協働の取組みとして実施するものの外部委託</p> <p>○負担金 事業実施主体が主体的に活動する協議会等の経費</p> <p>※次の経費については、対象外とする。 ・既存事業の財源振替えとする事業に要する経費 ・国庫又は県単独補助事業の市町村負担に要する経費 ・管理者のある施設・設備の維持管理に要する経費 ・市町村職員の給与又は被服等に要する経費 ・市町村職員への謝金、賃金、旅費 ・事業参加者への日当(記念品等含む)、旅費及び飲食代 ・高額(5万円以上)又は汎用性のある資材の購入 ・個人で準備することが適当と考えられるもの ・先進地視察や研修受講など自己啓発に係る経費 ・土地の借上げ、買取り ・植栽樹種のうち外来種、移入種等植栽地での生育に適さない樹種の苗木代</p>	10/10以内	5,000千円/市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金額の増 ・ 事業ごとの交付決定額に対して3割を超える交付金額の増減 ・ 事業項目の変更

事業区分	実施主体	事業項目及び例示	交付対象経費及び内容	交付率	交付上限額	重要な変更
3 市町村再生アクション事業	市町村	<p>市町村が策定する里山再生アクションプランに基づいて実施する次の事業</p> <p>①豊かな森づくり活動</p> <p>[例] 地域住民との協働による里山林の保全活動</p> <p>②自然環境保全活動</p> <p>[例] 希少野生生物の生息地の保全活動</p> <p>③森や自然とのふれあい活動</p> <p>[例] 子ども達や地域住民に対する森林・自然環境学習</p> <p>④木に親しむ環境づくり</p> <p>[例] 木材の地産地消の取り組み</p>	<p>○報償費 外部講師への謝金</p> <p>○賃金 事業実施主体が行う作業に要する経費</p> <p>○旅費 外部講師への旅費</p> <p>○需用費 事業の実施に直接必要な物品等（資材費、消耗品費、燃料費、印刷代）</p> <p>○役務費 活動に係る保険料、切手代等</p> <p>○使用料 会議室、バス、チェーンソー、刈払い機、軽トラック、簡易トイレ等の借上料等</p> <p>○委託料 事業実施主体自らが行うことが困難なもの又は地域協働の取組みとして実施するものの外部委託</p> <p>○負担金 事業実施主体が主体的に活動する協議会等の経費</p> <p>※次の経費については、対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存事業の財源振替えとする事業に要する経費 ・国庫又は県単独補助事業の市町村負担に要する経費 ・管理者のある施設・設備の維持管理に要する経費 ・市町村職員の給与又は被服等に要する経費 ・市町村職員への謝金、賃金、旅費 ・事業参加者への日当（記念品等含む）、旅費及び飲食代 ・高額（5万円以上）又は汎用性のある資材の購入 ・個人で準備することが適当と考えられるもの ・先進地視察や研修受講など自己啓発に係る経費 ・土地の借上げ、買取り ・植栽樹種のうち外来種、移入種等植栽地での生育に適さない樹種の苗木代 	10/10以内	定額 ※基礎額のほか、森林面積、人口を勘案した額を市町村毎に算定	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金額（上限額を超えない範囲）の増 ・事業区分総交付決定額に対して3割を超える交付金額の減 ・事業項目の変更